

平成二十二年第六回

荒川区教育委員会定例会

平成二十二年三月二十六日
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第六回定例会

一 日 時 平成二十二年三月二十六日 午後一時三十分

二 場 所 特別会議室

三 出席委員 委員長職務代理者 高野照夫

委員 高田昭仁

委員 小林敦子

委員 川寄祐弘

四 欠席委員 青山侑

次長 友塚克美

庶務課長 入野隆二

教育施設課長 樋口隆之

学務課長 三枝直樹

社会教育課長 佐藤泰祥

社会体育課長 佐久間勇一

指導室長 鈴木明雄

六

案 件

(一) 審議事項

ク	議案第十九号	荒川区立学校の校長、副校長の任用について	杉本 さやか	書記
キ	議案第十八号	指導主事の任用について	関口 竜一	書記
カ	議案第十七号	荒川区教育委員会事務局の人事について	小川 稜一	書記
才	議案第十六号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	大谷 実	書記
エ	議案第十五号	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	北村 美紀子	書記
ウ	議案第十四号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則		
イ	議案第十三号	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
ア	議案第十二号	荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則		

南千住図書館長

書記

杉本 さやか
関口 竜一
小川 稜一
大谷 実
北村 美紀子

(二) 報告事項

- ア 汐入東小学校及び汐入こども園について
- イ 荒川区社会教育委員の提言について
- ウ 平成二十二年教科用図書採択について
- エ 荒川区の学校図書館支援事業等について
- オ 図書館非常勤職員自転車走行中の事故に係る訴訟に関する和解について

(三) その他

委員長

では、荒川区教育委員会第六回定例会を開催いたします。

出席委員の数を報告いたします。一名欠席のため四名の出席でございます。

会議録の署名委員は、高田委員及び川寄委員にお願いいたします。

では、教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

今日の議事日程に従いまして進めます。

本日は、議案が八件と報告事項五件、計十三件でございます。

初めに、議案第十二号「荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について議題といたします。

事務局よりご説明をお願いいたします。

庶務課長

それでは、ご説明を差し上げます。

議案第十二号「荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」でございます。

提案の理由でございますが、地方教育行政の透明性の確保及び推進体制の強化等を図るため、教育委員会事務局における組織及び分掌事務の一部を改めるものでございます。

内容でございますが、一点目につきましては、事務局の課名の変更でございます。「庶務課」

を「教育総務課」に変更いたします。

二点目は、平成二十二年十月の（仮称）あらかわ地域大学の開校に向けた準備を行う組織といたしまして、社会教育課内に「地域学習支援係」を設置いたすものでございます。

三点目は、教育長を補佐し、その命を受け、事務局職員を指揮・監督する部長級職員の名称、現在の「次長」を「教育部長」に改めるものでございます。

四点目につきましては、新たに社会教育課に設置をいたします地域学習支援係の事務分掌を「地域活動の人材育成に関すること」と定めるとともに、社会教育事業係の事務分掌の整理を行うことを主な内容とするものでございます。

詳細につきましては、一枚めくっていただきました次ページ以降、新旧対照表のとおりで
ございます。

また、施行期日につきましては、平成二十二年四月一日を予定してございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

ありがとうございます。

どなたかご質問ございませんでしょうか。

（委員一同）――― 質疑なし）

委員長

では、議案第十二号についてご異議がないようですので、議案のとおり決定したいと思います
ますが、いかがでしょうか。

（委員一同）――― 異議なし）

委員長

それでは、議案第十二号については議案のとおり決定いたします。

続いて、議案第十三号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について議題といたします。

事務局よりご説明をお願いいたします。

庶務課長

議案第十三号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

提案の理由でございますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改めるものでございます。

先日、労働基準法の改正を踏まえ、月六十時間を超える時間外勤務に対し支給する手当の割増率を一〇〇分の一二五から一〇〇分の一五〇に引き上げること等を内容といたしました。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正を行ったところでございます。この条例におきましては、増額をいたします割増率が適用される月六十時間を超える時間外勤務につきましては、日曜日またはこれに相当する日における勤務を除外するものとしてございます。条例が定めますこの六十時間を超える時間外勤務の積算から除外されます日曜日、またはこれに相当する日の定義につきまして、職員の当該月におきます勤務の態様、例えば、私ども官庁職務型職員のように週休日が必ず日曜日と決まっている者、あるいは職務の性格から特別な勤務形態をとる者、それぞれその勤務の態様に合わせて具体的に規定するものでございます。併せて、規則において、条例から引用する週休日の規定につきまして、国や他団体と同様

の規定方法に合わせるよう改正するものでございます。

詳細につきましては、次ページの新旧対照表のとおりでございます。次ページの新旧対照表は大変見づらくて恐縮でございますが、第十三条が、先ほどご説明いたしました週休日に関する規定につきまして、国や他団体と同様の規定に合わせ、改正をするものでございます。現行につきましては、週休日につきまして具体的に一〇〇分の一三五、それから週休日以外の勤務の日に当たっては一〇〇分の一二五としてございましたけれども、改正案におきましては、週休日でなくて正規の勤務時間、正規の勤務日に勤務するものを基本といたしまして、一〇〇分の一二五と表示をした上で、それ以外の勤務日を一〇〇分の一三五といった表示に改めているものでございます。

それから、裏面の十三条の四以降でございますが、こちらが先ほどご説明をいたしました正規の勤務時間の態様に応じて、それぞれ月六十時間を超える時間外勤務から除かれる日曜日またはこれに相当する日につきまして規定したものでございます。

施行日につきましては、平成二十二年四月一日を予定してございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございます。

幼稚園の教育職員の給与に関する条例の変更に伴う規則の、一部改正でございます。ご意見ございませんでしょうか。

(委員一同 ――― 意見なし)

委員長

では、第十三号議案について異議はないようですので、議案のとおり決定したいと思いません。いかがでしょうか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

それでは、議案第十三号については議案のとおり決定いたします。

続いて、議案第十四号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

庶務課長

それでは、議案第十四号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

提案の理由でございますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正するものでございます。

改正内容でございます。幼稚園教育職員の勤勉手当につきましては、昨年十月の特別区人事委員会勧告を踏まえ、一般職員の場合で、年間一・五カ月から年間一・四カ月に〇・一カ月引き下げるよう条例改正されたところでございますが、この勧告に先立ちまして、平成二十一年度の特別な措置といたしまして、六月の支給時におきまして、民間の雇用や給与をめぐる大変厳しい環境を踏まえて、特例措置として〇・〇五カ月分相当を凍結支給していただいた経過がございます。そのため、この特例措置との整合性を図るために、関連規則の改正につきましても二十一年度分と二十二年年度以降分の二つに分けて段階的に規定の整備

を進めているところでございます。このたび二十二年度を迎えるに当たりまして、本来の月数、具体的には六月、〇・七カ月、十二月、〇・七カ月、合わせまして一・四カ月となるよう規則を改めるものでございます。

詳細につきましては、次ページの新旧対照表のとおりでございます。大変見づらくて恐縮でございますが、現行の規定が右側でございます。四条の下線部がございます。六月に支給する場合におきましては一〇〇分の七五、十二月に支給する場合には一〇〇分の七〇と現行の規則を定めております。こちらにつきましては、特例措置といたしまして〇・〇五カ月分を凍結支給することによりまして一・四カ月としてきた経過がございます。二十二年度につきましては、改正案のとおり、六月、十二月ともに一〇〇分の七〇、〇・七カ月分ということに改正をいたすものでございます。

施行期日につきましては、平成二十二年四月一日でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

ありがとうございます。幼稚園教育職員の給与に関する改定でございます。勤勉手当に関してですね。ご意見ございませんでしょうか。

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

では、議案第十四号について異議はないようですので、議案のとおり決定したいと思います。いかがでしょうか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

それでは、議案第十四号については議案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

続いて、議案第十五号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長

議案第十五号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明をいたします。

提案の理由でございますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改めるものでございます。

改正内容でございますけれども、義務教育等教員特別手当につきましては、平成二十二年度より当該手当に係る国庫負担金が縮減されることを踏まえまして、他団体との均衡を図る観点から、既に条例の定める限度額を七千九百円から五千九百円と引き下げるよう改正をしたところでございます。このたび、この条例改正を踏まえまして、本規則第二条の別表におきまして、職務及び号給の別に応じて具体的に定めております手当の月額を改めるものでございます。具体的には、三ページ目に別表という形で新しく適用されます表をつけてございます。こちらののように、現行に比べまして約三割の減ということになりますけれども、それぞれの職務及び号給の別に応じた義務教育等教員特別手当の額を新たに定めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成二十二年四月一日を予定してございます。説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

ご意見ございませんでしょうか。

(委員一同 | | | | | 意見なし)

委員長

では、議案第十五号について決定してよろしいですか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

議案第十五号について異議がないようですので、議案のとおり決定したいと思います。

続いて、議案第十六号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。

事務局よりご説明をお願いいたします。

庶務課長

議案第十六号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則を改めるものでございます。

主な改正内容でございますけれども、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例施行規則において定めております時間外勤務命令にかかわります様式、時間外勤務命令簿を改めるものでございます。こちらにつきましては、先ほどもご説明をいたしましたように、時間外勤務手当は、月に六十時間を超えるものにつきまして、その割増率を一〇〇分の一二五から一〇〇分の一五〇に改めるといった改正がなされているところでございます。それを踏まえまして、時間外勤務命令簿の様式を具体的に改めるものでございます。

こちらにつきましても、平成二十二年四月一日の施行を予定しているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正であります。ご意見ございませんでしょうか。

(委員一同 ――― 意見なし)

委員長

では、議案第十六号について異議はないようですので、議案のとおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同 ――― 異議なし)

委員長

それでは、議案第十六号について議案のとおり決定いたします。

続いて、議案第十七号「荒川区教育委員会事務局の人事について」、議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

庶務課長

それでは、ご説明を差し上げます。

議案第十七号「荒川区教育委員会事務局の人事について」、ご説明をいたします。

内容でございますが、初めに、新たに任命する者でございます。先ほど規則改正で説明をいたしました教育部長、現事務局次長でございますが、友塚次長の退職に伴い、後任といたしまして、これまで会計管理部長兼総務企画部債権管理担当部長を務めておりました新井基司を任命いたします。また、文学館調査担当部長の藤田部長の退職に伴い、後任に総務企画部参事で広報課長事務取扱をいたしております池田洋子が兼務いたします。さらに、社会体育課長には、前秘書課総合相談係長の泉谷清文を、そして南千住図書館長には、財政課調整担当係長の東山忠史を任命いたします。

一方、解任でございますが、これまで事務局次長を務めておりました友塚次長及び藤田部長におきましては退職、また、社会体育課長の佐久間勇一は、統括課長に昇任の上、土木管理課長に転任をいたします。南千住図書館長の北村美紀子につきましては保護課長に転任と
いうことでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

ご意見ありますでしょうか。

(委員一同 ―――意見なし)

委員長

では、議案第十七号について異議はないようですので、議案のとおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同 ― ― ― 異議なし)

委員長

異議なしということですので、議案第十七号については議案のとおり決定いたします。

続いて、議案第十八号「指導主事の任用について」、議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

指導室長

指導主事の任用でございますが、まず、一の固有指導主事。「固有」というのは、区でいうことでございます。統括指導主事に新井裕、現荒川区立汐入小学校副校長でございます。元、こちらの指導主事でございます。二の充て指導主事。これにつきましては、現在、固有指導主事で飯田秀男が職についております。「充て」というのは、教諭をもって充てるという意味で充て指導主事でございますけれども、飯田秀男が固有指導主事から充て指導主事ということでもあります。それから、新任で菅原千保子。現在、第三中学校の主任教諭、音楽の教諭であります。本区で研修等も積んで大変優秀な女性の指導主事であります。

以上、二件でございます。

三は転出でございます。本区、稲垣達也統括指導主事、固有ということ所属校がありませんが、今回、東久留米市立第三小学校の校長として新任をいたします。同じく、柿沼広美指導主事で、尾久西に所属していましたが、足立区立竹の塚小学校の副校長として昇任でございます。

なお、参考としまして、四月一日発令になりますが、統括指導主事・平田はそのまま継続、新井が新規で汐入小学校から、堀越はそのまま継続、佐藤友信も継続、飯田は充て指導主事にかわり、「新規」と書いてありますが、実際は継続という形、最後、菅原千保子が第三中学校から新規ということです。新校の分割等で一名プラスの固有指導主事を区で採用していたのですが、役割が終わったということと、また一名、一昨年に戻って、全体で統括二名、指導主事四名の六名体制ということになりました。

委員長

ありがとうございます。

第十八号議案「指導主事の任用について」、ご意見、ご質問ございますか。

（委員一同　———　質疑なし）

委員長

では、議案第十八号について異議がないようですので、議案のとおり決定したいと思います。いかがでしょうか。

（委員一同　———　異議なし）

委員長

議案第十八号については、議案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第十九号「荒川区立学校の校長、副校長の任用について」、議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

指導室長

荒川区立学校の園長、校長、副校長の任用でございませう。この任用につきましては、一「統括校長」。これは既に前回の教育委員会でも内申ということで都の教育委員会に上げていただくものを見ていただき、内申の結果、すべてこの任用を行うということとで任用が決まりました。ざつとご説明いたします。一の「統括校長」は、(一)小学校、羽中田彩記子、汐入小の校長でありましたが、新校・汐入東小の校長に異動し、統括校長。それから、(二)中学校であります。新しく尾久八幡中学校に樋口郁代、教育庁教職員研修センターの専門教育向上課長であります。統括校長ということとで新しく入ってこられます。樋口新校長は、元荒川の指導主事であり、また、渋谷で指導室長もやった方で、国語や道徳等について大変造詣のある方であります。

二の「校長」。ざつと新しいところだけご説明させていただきますと、瑞光小に宮島雄一、港区の東町小学校からの転任です。宮島校長も北区の前指導室長でありました。あと、再任用もあります。汐入小学校に長谷川かほる。この方は、途中の昇任というような形で、本区から江戸川に出ていかれて、またこちらに戻ってきていただいた大変力のある方です。あと、ちよつと新しいところでは、再任用で退職で、堀内先生は尾久小学校等に移っておりますが、佐藤準一が墨田の立花吾孺の森小学校から転任ということとで尾久西小の校長に入っていたいただきます。あと、伊津壽美校長ですが、瑞光から第三日暮里小に転任等でございます。

裏面にいきまして、退職。第四峡田の菅原秀雄校長、尾久小の寺崎タカ子校長、いずれも再任用で、退職後もやっていたのであります。今回退職で、教育センターのほうで

またご勤務いただく予定です。中学校のほうの新転補であります。第五中に高橋宏校長。こちらは南千住第二中学校の副校長から昇任であります。七中の藤崎勝校長は再任用で、退職後、そのまま七中でありませう。あと、先ほどの樋口郁代校長が尾久八幡に入ってくる関係もありまして、齊藤進校長が南千住第二中学校。あと、峯川一義校長は原中で、三年目の再任用ということであります。退職校長は、五中の橋本俊英校長、南千住第二中学校の川名葉子校長です。なお、橋本校長は、教育センターのほうで指導いただき、川名校長は他区のほうの非常勤で行かれて、そこで働かれるということになっていきます。

(三)の副校長であります。そこに書いてありますところ、六名ほど校長に昇任をしていくということもありまして、来年、退職校長が大変多いということもありません。二人とも抜けないように少し異動が起きております。新しい方では、右側の三ページの上ですが、第二日暮里小に山崎百合子、これは港区教育委員会の指導主事で、昇任でこちらに入っております。退職といたしましては、大門小に再任用で三年間いらした花形新一。退職で、センターのほうでお願いしております。あと、転出につきましては、そこにあります新井裕はそのまま本区の統括指導主事ですが、第二日暮里小の山村副校長は港区の本村小学校のほうに転任です。あと、鯉沼哲、第三日暮里で大変優秀な主幹でありましたが、足立区の新田小への昇任。先ほど申しました本区の柿沼指導主事は足立区竹の塚小への昇任でございます。

中学校のほうです。本区の平岡指導主事でありませうが、第七中学校の副校長に昇任、あと、九中の夜間の勝田敏行は、そのすぐ下にありますが、原中の副校長になってもらうということ、他区から参りました練馬区立谷原中の主幹教諭、佐藤栄一郎、生活指導等がきちつと

できる人材です。あと、そこにあります鈴木昭久が七中主幹から南二中の副校長、それから、第九中の主幹の小島武志が諏訪台中の副校長であります。

最後の四ページであります。第七中学校の副校長の臼倉孝弘は大変優秀な副校長でありましたが、人事部職員課服務班のほうに長期研修生という対応なのですが、管理主事の仕事を主に、行政実務をやるという研修生になっておりますが、行政のほうにということでありま

す。あと、原中にいた矢島清重副校長は、中学校籍でありましたが、文京区立汐見小学校の校長、それから、諏訪台中学校の谷川公將副校長は大田区立糀谷中学校の校長、最後、先ほど言いました統括・稲垣達也は東久留米の三小の校長ということ転出であります。

以上で変わらなかつたところでありますが、ここに表れていないところで一点だけご報告いたしますと、三ページが一番上の第三峡田小の内田久美子副校長は大門小学校に入る予定でありましたが、今週になって急遽、実母の介護がどうしてもままならないということで、慰留等もしたのですが、難しいということ、退職になりました。その関係で、何とか四月一日に間に合うかどうかやっていたのですが、人事部のほうは何とか四月一日に新しい副校長を他区のほうから昇任させるといふ返事を昨日いただいたところでありまして、ということ、内田久美子は書いてあります、退職ということ、新しい者が入ってきますので、これについてはまた四月にご報告をしたいと思っております。

委員長

ありがとうございます。荒川区の園長、学校長及び副校長の任用であります。どなたかご意見、ご質問ございますか。

高田委員

この尾久八幡の樋口郁代さんという方は男性ですか、女性ですか。
指導室長

大変失礼しました。女性です。

委員長

私も質問していいですか。

文京区の汐見小学校に行く矢島先生は、中学から小学校へと行かれますが、こういうことはよくあるのですか。稀ですか。

教育長

足りないのです。小学校の副校長は試験を受けない。

委員長

そういうことですか。

教育長

小学校に受ける先生がいない。去年もゼロだった。

委員長

では、余りこういうことはないのですね。

次長

これまではありませんでした。

教育長

なかったのですけれども、絶対数が足りない。

指導室長

実は、小学校校長が当初三十名ほど足りないのので、本来、中学校長に昇任すべき人材を挙げた人から順番に、だめだったら強引に三十名というのが、最終的に六十、七十、八十足りなかったのです。それで、本来、八十名ぐらいの中学校長になるべき人が小学校長に昇任しているのです。うちの稲垣統括も中学校籍の統括指導主事ですが、小学校校長ということであって、喜んでいる方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的には足りない措置というところで、これは何年か続くという状況があります。ということで、小学校副校長、校長を目指す人材を発掘していかないと、まだまだこのようなことが起きるといいう問題があります。

委員長

そうですか。現状大変厳しいものがありますね。

小林委員

基本的なことですが、再任用というのがよくわかっていなくて、ちょっと説明をお願いしてよろしいですか。

指導室長

再任用は、管理職の校長、副校長だけでなく教員のほうにもあるのですけれども、フルタイムと短期というのがあります。ただ、校長、副校長は短期で四日間だけというのは無理なので、基本的にフルタイムでやっていた方がいいと思います。六十歳で退職して、再任用になって、今おおむね最大三年ということと、三年丸々やられた方もいらっしゃるし、一年でとりあえず退職をされる方もいるという制度です。ただ、全く同じように、校長は土・日含めてやっても、給料は大体七割ぐらいです。ボーナスが大体半分ちよつとというような状況には

なります。

小林委員

そうですか。わかりました。ありがとうございます。

委員長

ありがとうございます。

では、議案第十九号について異議はないようですので、議案のとおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

それでは、議案第十九号については議案のとおり決定いたします。

ありがとうございます。議案の八件は終わりました。

続きまして、報告事項に移ります。

初めに、「汐入東小学校及び汐入こども園について」、ご説明をお願いします。

教育施設課長

では、資料に基づきましてご説明申し上げます。

四月、汐入東小学校開校ということで、その全般について取りまとめましたものでございます。資料をご覧くださいと思います。

まず一つ目、建物概要につきましては、先日、皆様にご覧いただいたとおりですので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、児童数と学級数等についての欄をご覧くださいと思います。平成二十二

年度の体制ですが、汐入東小学校の欄をご覧いただけます。合計四百六十一人、十四学級でのスタートとなる見込みになってございます。汐入こども園につきましては、定員二百二十六名に対して百九十三人の方々からお申し込みをいただいてこのスタートになるということで見込んでございます。

続きまして、裏面をご覧いただければと思います。一つ飛ばしまして、「汐入公園多目的広場の改修について」というところをご覧いただければと思います。別紙三をご覧いただければと思います。現在、汐入こども園の園庭として利用してございます都立汐入公園多目的広場を四月から汐入東小学校の校庭として使用したいと考えてございます。そのため今年度、遊具等の設置、あるいは陸上競技用ライン等の設置を行いました。別紙三の網かけをしてございませす斜線部ですが、こちらは拡張部分です。これまではここは公園の植栽になっていました。できるだけ広い校庭をといてところで、東京都と交渉の上、こちらについて植栽を撤去していいということ、移植をさせていただいた上で、こちらにうんてい、鉄棒、平均台を置いた上で、人工芝を敷いたというような形になってございます。こういう形で四月一日を迎えるということになってございます。

また、最初の資料をご覧いただければと思います。先ほど一つ飛ばしました交通安全対策についてです。こちらのほうは別紙二をご覧いただければと思います。今ご覧いただきました校庭の部分ですけれども、この地図でいきますと右端になります。第三中学校の隣の部分になります。こちらに校庭があるという状況です。汐入東小学校の敷地は道路を隔ててあるということになってございますので、子どもたちが日常的にこの道路を横断するというような状況にあるということでの交通安全対策という意味になってございます。

資料のほう、最初の資料にお戻りいただければと思います。まず、一番目、「交通規制について」ということで、交通規制をかけたいと考えてございます。この汐入東小学校周辺道路につきましては、平日と土曜日の午前七時半から午後六時まで、時間としては非常に長い時間になります。この時間帯、車両通行止めとしたいと考えてございます。

別紙二の地図でいきますと、汐入東小学校前の網かけ部分を車両通行止めにするという形で児童の安全を確保したいと考えてございます。

二つ目ですが、横断歩道を新設したいと考えてございます。汐入東小学校の上側、北側にありますが、こちらに一カ所、右側に一カ所新設するという事で考えてございます。現在、工事中という状況になってございます。

もう一つは、児童安全推進員を配置したいと考えてございます。ご案内のとおり、スクール安全ステーションに外部来校者を受け付ける児童安全推進員を各校一人置いてございます。この汐入東小学校につきましては、通常の一人に加えて特別に二人配置して、この交通規制エリアをしっかりと見守るといような形で考えてございます。こちらで基本的に児童の安全対策は万全であろうと考えてございます。

元の資料をご覧いただければと思います。今後の予定になります。四月五日、汐入東小学校始業式ということで、校旗の引き渡し式をしたいと考えてございます。その上で、四月六日ですが、汐入東小学校の入学式を予定してございます。

最後になります。六月十二日の土曜日、汐入東小学校の開校祝賀式を開催させていただきます。教育委員の皆様におかれましては、また別途ご案内をさせていただきまければと思います。教育委員の皆様におかれましては、また別途ご案内をさせていただきま

す。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問ございますか。

小林委員

ちよつと教えていただきたいのですが、汐入東小学校の児童数・学級数というところで、一年生、二年生あたりの数が多くて、六年生になるにつれて減っていきますね。要するに高学年はほかの学校に既に行っているということですか。

学務課長

既に汐入小学校に通っているお子さんの中で、新しく汐入東小学校ができますので学区域を新しくしまして、そこにお住まいのお子さんについては全部汐入東に移っていただくというところでやっております。実は、年々子ども数はふえています。そういったところで学年が若くなるに従います。数がふえているという状況になっています。したがって、汐入東小学校の学区域の子は今ほとんど汐入東小学校に通っているという状況でございます。

小林委員

そうですか。わかりました。この地区は児童数がこれだけ増えているのですね。

学務課長

そうです。

教育長

マンションがどんどん建っていますから。

次長

生まれるお子さんもここはちょっと多かったみたいで、しばらく子どもの数は、この十四学級規模にとどまらず、もっと増える予定です。

小林委員

そうですか。わかりました。

委員長

倍になってしまおうのですね。

高田委員

汐入こども園のほうは、四歳児、五歳児というのは、現在よそに通っている子が転校してこないということですね。

学務課長

そうです。

高田委員

○歳児、一歳児、二歳児の辺は落ちてしまった子は相当いるのですか。

次長

はい。

学務課長

はい、落ちています。

高田委員

どのぐらいの倍率になるのですか。十二人じゃ入れない。待っている人がいるのですよね。

小林委員

そうですね。待機が多いのですね。

次長

ここは、〇歳児、一歳児、二歳児まではいわゆる保育園の部分になりますので、今は措置ではないのですけれども、大変な倍率だと思います。その数字は聞いていますか？

学務課長

倍率で申し上げますと、汐入こども園は七・六倍ですね。これは三歳児の幼稚園部分です。保育園のほうはこちらでつかんでいないのですけれども。

高田委員

そうですね。部署が違うのですね。

次長

こっちは子育て支援部のほうが希望を聞いて、いろいろ調整して指数化するのですね。親の働いている状況ですとか、経済的な問題なども含めて。それで優先順位の高い人から入れますので。あそこの地域は保育園も幼稚園も足りないという状況がまだ続いていますので、相当の希望だと思えます。

高田委員

これは二歳児までだから、この子たちが三歳児、四歳児、五歳児に上がってくると、この幼稚園部分にみんな上がってくるのですね。

学務課長

上がっていきます。

高田委員

そこでまた新たに募集する幼稚園は……。

学務課長

ただ、幼稚園に関しましては、三歳ぐらいで入ってきてしまします。特に四歳、五歳になつてきますと、ほんの数人。五歳で、新しく入ってくるお子さんは最近はほとんどいません。

高田委員

この四歳児、五歳児というのは七十人だけでも、来年は三歳児も七十人となるわけですか。

学務課長

いいえ。

高田委員

三歳児はずっと三十五なのですか。

次長

枠として。三十五の中に保育園枠と幼稚園枠というふうに分けております。幼稚園のほうは抽選で、保育園のほうは指数で、入ったお子さんが下から上がってくるという形です。

高田委員

二年保育を新たに三十五人募集するわけですね。

次長

そうです。

高田委員

そういうことですね。わかりました。

小林委員

三歳児が七・六倍というのはすごいですよね。

学務課長

三歳児は、実はこども園の場合ですと、新しく募集する人数は十人しかおりません。そこに七十六人ぐらい応募があったということです。

高田委員

今度、台東区の清川の幼稚園からお稚児さんが出るのだけれども、お稚児さんの中に南千住八丁目というのがいたから、これはきつと入れなくて仰願寺幼稚園に行っているのだなと思っていました。

次長

区外の私立の幼稚園にかなりたくさん行っている状況が現実にあります。

教育長

マイクロバスが走っていますよね。

高田委員

汐入に私立の幼稚園というのはないですからね。

次長

ないです。かつて再開発の中で誘致をしようという話もあったのですが、乗ってくる学校法人がなかったのですね。それでこのこども園をつくったという経過があります。

高田委員

ンができて、転入のときに。不動産屋さん「幼稚園があります」「学校があります」と売りますから。

教育長

来てみたら入れなかったのでは。

次長

枠がないということ。

教育長

でも、よその区に比べたら我々は努力しているほうですよ。

委員長

でも、このぐらいの小さい子を持っているほうが主張が激しいですね。よろしくお願いいたします。

次長

保育園の増設も、今、子育て支援部のほうで一生懸命やっています。

委員長

では、ご質問ございませんでしょうか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

なければ、次の報告事項に移ります。

「荒川区社会教育委員の提言について」、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長

それでは、「荒川区社会教育委員の提言について」、ご説明させていただきます。

骨子でございます。荒川区社会教育委員の会議におきまして、平成二十一年度の検討課題でありました「子どもの健全育成のための家庭教育支援のあり方と、そのための地域人材の育成と活用」について提言が出されたので、報告するものでございます。

経過でございますが、昨年の五月に第一回の会議におきましてこちらの検討課題につきまして決定をいただきまして議論をさせていただきました。また、二回目に検討課題に対する意見交換を行い、その後、委員の皆様方から意見をいただき、その意見を集約いたしまして、平成二十二年三月二十三日に提言を採択したということでございます。

内容でございます。こちらにつきましては、抜粋でございますけれども、「荒川区社会教育委員の提言」ということで、「荒川区社会教育委員の会議では、家庭教育支援のあり方と、地域人材の育成と活用について、意見集約を行った。子どもたちの健やかな成長のためには、地域の大人が見守り育てていくことが重要である。荒川区では、様々な体験活動を通して、大人が子どもと真剣に向き合い、子どもの良さを伸ばし、心の拠り所となる『子どもの居場所づくり』の促進をはじめ、家庭教育支援等の様々な取り組みが行われている。今後とも、これらの取り組みを推進するとともに、地域と学校そして家庭の一層の連携を図り、区民一人ひとりが地域社会での役割を果たし、子どもたちが生き生きと暮らせる地域社会をつくっていくことが求められる。以上の基本認識の下に、次のように提言する」ということでございます。

(一)「家庭と地域、学校そして行政の協働による地域教育力の向上を図ること」、(二)「地域ぐるみで、子どもたちの放課後や休日の居場所対策と活動の場の充実を図ること」、(三)

「地域の特色を踏まえた、地域の支え合いを支援する人材の育成を図ること」、このようにいろいろ議論していただきまして三つの提言をいただきましたので、教育委員会としましても、この提言を実現するためにさまざまな事業を展開としていきたいと考えてございます。

提言の全文につきましては、別紙に添付させていただいております。

また、参考までに現在の社会教育委員名簿を別紙のとおり添付させていただきます。

説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。先ほど樋口さんがお話ししましたように、提言の中の下から十行目、「女性の就業が増え夫婦共働」、やはり提言として実現しろということを行っていますね。

ご説明について質問ございますか。

小林委員

これはもうちょっと具体的に、こういったことをしたほうがいいのか、そういったことは書かれているのですか。

社会教育課長

三ページの下のほうから、「具体的な支援のあり方について」ということで、四ページの（一）で「行政による支援」という形と、（二）「地域による支援」、それから、（三）「人材育成と活用について」ということで皆さん方にご意見をいただいたところでございます。提言として大きく三つに絞ってまとめさせていただいたという形になってございます。

小林委員

この提言で書かれていることは、今まではされていなかったのですか。

社会教育課長

中には、今も現在進行形で行っているものもございます。それについて、充実ですとか向上ですとか、そういった形を図っていきましようという提言でございます。

小林委員

わかりました。

次長

一部新しいものもありまして、教育支援のコーディネーター。最近よくこういうことを言われますよね。地域の方を学校教育の支援のボランティアとして活用するに当たって、コーディネーター的な存在が必要ではないかとかいうことがありますので、そういった新しい角度から、四ページの「行政による支援」のところに具体的なイメージも一部入っていますので、こういったもの等も参考にしまして、今後、区のほうでも何が実現できていけるのかということをも十分検討していく話かなと思っております。

社会教育委員の会議で座長をやっていたら西本先生が、学校教育ビジョンの策定ですとか、教育委員会の事務事業の評価にもかかわっていらっしゃる学経の先生なので、比較的、荒川区の教育行政に詳しくなっていていらっしゃいまして、それを踏まえていると積極的なご意見をいただいています。

小林委員

そうですね。わかりました。

委員長

荒川区社会教育委員会のご提言について、何かございますか。

小林委員

貴重な提言だと思えますので、ぜひ行政として反映させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

高田委員

家庭教育までなかなか踏み込めない。その辺は難しいけれども、行政としてやるべきことはやらなければいけないと思いますね。

委員長

ありがとうございます。

では、次に、重要な問題なのですが、「平成二十二年度教科用図書採択について」、説明をお願いいたします。

指導室長

平成二十二年度実施予定の小学校教科用図書の採択方針について報告いたします。

まず、一の採択の基本方針につきましては、前回、ざっと十年前であります。大きくは変えておりません。かいつまんでお話ししますと、(一)の「学習指導要領の趣旨や目標、内容に照らし、適切な教科用図書であること」、(二)「道徳性の育成、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成、情報活用能力の育成、自ら学ぶ力の育成など、社会の要請にこたえられる教科用図書であること」、このあたりは学習指導要領の中、または教育基本法等で強く述べられているところで、これが(一)(二)です。

(三)(四)は、まとめてご説明いたしますと、やはり、本区荒川区の子どもたちにとってどういった教科書が必要であるかという視点で、「本区の児童・生徒にとって、地域に対する理解を深め、誇りや愛着などの心を育むことができる教科用図書であること」が三番目で明記されております。

(四)が「区政や本区の歴史、現状等に関わる記述が正確で、区民として受け入れることができる教科用図書であること」。

(五)は、いろいろなところとうたわれているところではありますが、「政治的中立性が保持されている教科用図書であること」ということであります。

二の「採択の手続きについて」。このことについて今日はご審議いただきたいと思っております。

まず、荒川区教育委員会、五名の教育委員の皆様には採択をしていただきませう。そのときに、たくさん教科書も読んでいただきますが、専門的に調査委員会の意見・調査・分析等を報告する関係で、その左下ですが、教科用図書選定調査会というのをつくりませう。そこからの報告をもとに、また、実際読んでいただいたもので採択をしていただくという流れです。この教科用図書選定調査会でありませうけれども、後ほどちょっと申し上げませうが、裏面に選定調査会委員の案というのが示してあります。なお、もう一つ、この選定調査会のところは報告をお願いするために、教科用図書教科別専門部会というものを設けませう。これは、いわゆる国・社・算数、教科別のものであります。

その中で二つほどご説明したいのですが、十年前、実はこの教科書の採択に当たっては教育委員会の意向をきちつと強く出していこうという国のほうの通達等もありませう。その中

で、かつて学校の教員の人数が大変多いときは、その教科別専門部会をすべての学校でつくっていたらいて、そこからすべて情報を上げるという方法をとっておりました。十年前で、二十三区の中でもそれをやめた区も比較的多かったのですが、荒川区ではそういったものもありません。ただ、現在、例えば家庭科の教員は今、大きな学校以外はほとんど講師なのですね。そういったようなことでありますとか、小学校で専科がないといった中で、例えば国語部会を各学校でつくっていたらいても、専門に関わる先生が一人であるとか、場合によってはゼロであるとかということ、非常に無理が生じているということがあります。これは、次年度の中学校の採択のときにも同じことが言えるのですが。ということ、教員のほうの専門部会は特に今回は設けないで、直接、例えば法定展示の教科用図書展示会で見たい。ただいた中で教員の意見は個別に吸い上げていく。それから、右上に書いてあります「区民」も、教科用図書の法定展示会を行いますので、その中で自由に様々な意見を述べていただく。これはすべて、選定委員会ではなく、直接、教育委員会の採択の基礎資料にしていたかどうかという流れであります。

三の「採択までの日程」でありますけれども、東京都教育委員会、各都道府県の委員会に、日にちが決まっております、八月最後の日まで、遅れないようにというのがありますので、八月中旬ぐらいには報告をするという最後のほうを決めますと、具体的には七月二十三日の教育委員会で採択をお願いできないかと思えます。そのためには、法定展示が十四日間と法律で決まっておりますので、六月中旬に教科用図書展示会の開催を行う。そのためには、六月上旬に教科用図書選定調査会を設置し、専門部会のほうの設置もする。そのためには、五月下旬、連休明けすぐ、教科用図書選定調査会委員の選定をし、スタートするというような流

れであります。

最後までご説明させていただきますが、裏面です。これも国のほうで選定調査会はどういった方が必要かというような例示があるのですが、学識経験者。これにつきましても、女子栄養短期大学の西本教授。それから、小林委員もよくご存じということでもあります。早稲田大学の小国喜弘教授。このお二人にお願いをしています。あと、地域関係者。学校評議員にかなりいろいろところでご指導いただいていますので、今回その中から二名ほど。未定であります。あと、保護者代表。これは、小学校PTA会長会等から推薦をいただこうと考えております。あと、学校関係者は校長会より推薦をいただくということがあります。前回、公募ということで、区民公募ということをかけて比較的順調にいったのですが、こういった中であれば、公募という形でなくてもこれはある程度知らしめるわけですから、選定調査会としては適正にできるという判断でございます。

次長

今の西本先生のところの肩書きが「教授」ではなくて「副学長」です。

指導室長

そうですね。大変失礼しました。短期大学部副学長でございます。

委員長

西本先生の肩書きが違うそうです。「短期大学部副学長」ということで訂正をお願いします。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

この家庭科とか、専科の人がいないと。この選び方は従来どおりでいいのですね。

指導室長

この一番下の教科別専門部会は、荒川区教育研究会を中心に家庭科部会、または〇〇部会という教科部会がありますので、そちらには各学校から集まっておりますので、ある程度調査研究はできるといふことであります。

委員長

わかりました。

小林委員

こちらの仕事としては、六月中旬ぐらいから教科書を一生懸命読むということですか。

指導室長

そうですね。教育長の部屋に置いていただいたり、またはお貸ししたりという形で読んでいただくという感じになると思います。

小林委員

わかりました。六月中旬ぐらいから七月の一カ月ぐらいですね。

高田委員

一教科に三つも四つもあるのだから、こんなになってしまうから。

指導室長

はい。大変な量になると思います。

小林委員

わかりました。読みます。

指導室長

併せて、専門部会からの報告を受けて、選定調査会が具体的にさまざまな意見を、公正公平な形で読み取った意見をご提示させていただきまします。

小林委員

わかりました。

委員長

重大な仕事ですので、よろしくお願いいたします。
よろしいですか。

教育長

また、いろいろ手紙とか来ますけれども、よろしくお願いいたします。いろいろな教科書会社から手紙がたくさん来ます。

委員長

ありがとうございます。

では、続いて、「荒川区の学校図書館支援事業等について」、ご説明をお願いいたします。

指導室長

資料が多数ありますので、まず、資料を確認させていただきたいと思ひます。全部で五つあります。一つは、「学校図書館支援室スタート」。これは一回お示ししたと思ひます。年度当初に出しまして、こういった支援をしますよというものです。

それからもう一つ、似たような感じのリーフレットで、「学校図書館支援事業」ということで、この中には現在どんなものややってきたかという内容と、後ほどちよつとお話しします。文部科学省のほうの学校図書館機能強化プロジェクトのほうの報告等も簡単に入っております。

す。

それから、「荒川区の学校図書館で育む子どもの心と学び 学校図書館紹介」。学校図書館紹介というところで、基本的には一校ずつ、どんな図書館の状況であるか、また、実際にやつてもらった事業等についても一つずつ。あと、前のほうに、各小学校・中学校のフォトライブラリーというところで、写真でお示しをしているというものであります。

あと、残り二冊なのですが、これも、きょうは時間がないのでかいつまむ話になってしまいますが、文部科学省の「学校図書館の活性化推進総合事業」という中で、特に文部科学省のほうは学び方を学ぶ、つまり、図書館はいい図書館だけではなく、教科指導、または教科領域等の子どもたちの学びの指導に使える図書館のあり方というのが実は国が一番出しているところ、本区はこれについては最先端だと私は思っております。実際、最先端、最先端と言いなながら、本当にそうかというのを、一年間、稲垣統括指導主事が本当に力を入れて、数値的なものも含めてつくった報告書、及び、この「あらかわモデルプラン」というのは、それに基づいて、現在ずっと積み上げてきた荒川区の学校図書館はこういったものが既に準備できたというものを一冊にまとめ、先々のことも書いてありますけれども、そういったような形になっております。

ということ、かいつまんでお話をさせていただきますが、まず、最初の「支援室スタート」と書いてあるリーフレットの裏面に、本区の学校図書館の歩みというのが書いてあります。実は、平成十四年ぐらい、第三日暮里小は読書活動優秀実践校という文部科学大臣表彰を受けておりますが、実はこの頃から非常に力を入れて、まだ足かけ十年までいかなかったですけれども、七、八年という中で、さまざまな取り組みをしているというのがこれで見えると

ころであります。

一つ一つ話していると時間がないので飛ばさせていただきますが、このリーフレットを見ていただきたいのです。似たような形の八面刷りの「学校図書館で育む子どもの心と学び」、ここに「学習・情報センター」、そして「読書センター」と書いてありまして、読書センター的なものというのとはほかの自治体でもたくさんいいものがあります。その中で、この学習・情報センターになり得る図書館であるかというのが本区の目指すところでもあります。開いてもらうとこういう形になっていますが、この右側では、本区の学校図書館は一体何を目標しているかという理念について、今までのものをまとめてあります。

一つ一つの説明はちよつと時間がかかりますが、早くは平成十六年の文化審議会の答申、それから、十七年には文部科学省が読書力向上プログラムというものを出して、こういったものの中で今新しい学校図書館がどういった方向に向かうかというもの。それから、右のほうは、全体計画の例ということで、各学校がどのような取り組みで図書館を進めているかということがあります。

ぱつと開いていただくと、ここには、実は学び方を学ぶという視点での各学校の事例があります。ちよつと注目していただきたいのには、私もよくわからなかったのですが、開いて左下に、第一日暮里小のすわの森図書館の俯瞰図があるのです。これは、何げなく、ああ、こんなものかなという感じなのですが、図書館の司書の方などが見ると、これでいろいろなことがわかるのだそうです。例えばどういうレイアウトをしているのか。第一日暮里小にはブックランドとメディアランドと二つの図書館を持っていて、最初に申し上げました学習・情報センターと読書センターというようなものを二つ持っているというところですか、例え

ば、左下に「修理本ワゴン」などというのがさりげなく置いてあるのですが、こういったものをこういったところに置いてあることとか、右側に「荒川区推薦図書」、上のほうに「オススメ本の紹介」、こんなようなものを見ながら、レイアウトというのもしろいろ勉強になるのだそうです。あと、そこに「今井文庫」などと書いてあって、これは全然わからないと思うのですが、実はこの第一日暮里小をこよなく愛していただいている元PTAの方が親子二代にわたって蔵書を寄附されているコーナーがこういうふうに大事にされているとか。あと、右のほうでは、第一日暮里小の出身でいらっしゃる高村光太郎コーナーがあるとか、調べ学習の作品をこういったところにずっと展示しているとか、さまざまなおもしろいところが見えるという工夫があるということです。

続いて、この白い冊子をちょっと紹介させていただきます。大変申しわけないのですが、実は川寄教育長の「寄」を間違えないように印刷屋にさんざん言っていたのに間違えて刷り上がってしまいました。今刷り直させていますので、大変申しわけないのですが、これはまた回収させていただきます。すみません。巻頭言の教育長の「寄」が点になっております。

次長

「刷り直しをしていますので返してください」だそうです。

指導室長

業者にはさんざん注意してやってももらったのですが、どうも忘れたようです。

写真で各学校の様子がわかるようなもの、あと、右下に、学校図書館支援室で図書館指導員が研修をやっている姿でありますとか、そういったようなものもちょっと入れてあります。

あとは、先ほど言いましたように、さまざまなデータがあるのですが、データにつきまし

ては、文部科学省の調査研究報告書を見ていただきたいのです。実は今回、いい、いいと言
いながら、果たして何がいいのかというようなことを、指標をとらえるために、「調査研究報
告書」の三ページをちょっと見ていただきたいのですが。ここに、東京女子体育大学の教授
の田中洋一さんという方がいらっしゃいました、この方は国語や読書の専門家でいらっしや
います。この方にいろいろなプランニングや指導もしていただきながら、そしてまた、全国
の学校図書館のほうでどういった指標があるかということ、例えば、七ページとその次の
ページを見ていただきたいと思います。すべての項目を説明する時間がありませんが、七ペー
ジのところは「学校図書館経営評価」ということで全国学校図書館協議会が行っている学校図
書館経営評価という調査問題があるのです。これを各学校にかけて集計をしてみました。そ
うしたところ、開いてもらうと、ダイヤグラムみたいなものがあるのですが、平成十七年、
二十年、二十一年、これはこの調査が残っているものを使っているのですけれども、徐々に
こういった形で上がっていつているということでもあります。これについては、後ろのほうに
問題がついておりまして、いずれも上がっています。中学校のほうは一カ所、前のほ
うが飛び出したのがあるのですけれども、基本的にはさまざまな数値をグラフで見ることが
できます。

同じように、次のページから数値で、例えばサービス業務がどうか、地域との連
携がどうかであるとか、ボランティア数がどうかであるとか、細かい調査があります。これにつ
いてもほとんど数値的に上昇しています。それから、十六ページになるので、すけれども、「読
書推進の取り組み」も十七年から追っていますので、十七年、二十年、二十一年と比べます
と、明らかに数値的にも伸びている。

それから、十九ページですけれども、そうはいっても、非常に活用がいいところとまだ課題があるところ、一体何が課題なのかというところで、教員の利用調査、教員の意識調査も今回徹底的にやりました。これで非常によくわかったのは、簡単に言いますと、いい成果が出ているところは教員の意識が非常に高いです。教員の意識が低いからだめということではないのですが、何となく自分の図書館をうまく使い切れないで悩んでいるとか、指導員の方の力をかりれば済むところが、少し自分のところで空回りしているとか、本はもつと買っほしいなんてあれだけあるのですが、そういうものが出てきたというように、実際見えてきて、教員のほうも意識の差というのが幾つかあるのかなというように、ことが見えています。

あと、図書館を利用している教員だけではなくて、授業に使ったときにどういったものがあるとか、簡単に言いますと、いずれも二十年、二十一年と、利用できる図書館、授業に活用できる図書館、それから、子どもたちの意識調査が二十七ページ以降に載っています。特に小学校は全国の平均をはるかに上回って図書館活用が活発であるということ。中学校は全国に比べてちよつと低かったのですが、ようやく全国に追いついて、ちよつと超えているような状況になりましたので、成果としては、今、数値的にも上がっているということになります。

細かくご説明できなくて、あと、そのほか数研式リーディングテストとか、今回、調査をかけられそうなのは全部かけてみて、使えるものを並べてみました。

続いて、これも説明するところとちよつと長いのですけれども、簡単に言いますと、ページで説明をして終わりにしたいと思いますが、分厚い「あらかわモデルプラン」を二枚めくって

いただいで、六ページに緑色の目次が出てまいります。この右側には、学校図書館経営方針、全体計画、運営計画。言葉ですと、一体何だからわからないようなところもあるのですが、実はこういったものがすべての学校でもう整備ができていっているところと、実際ほかのところと学ぶ、本当に先進的なところもあれば、もうちよつとということもあつて、こちらのほうで手も入れたところもあるのですが、こういったものを一堂に会して、より自分の学校を高めていきましたよというふうなことであります。

あと、最後なのですが、図書選定基準、図書廃棄基準。これは国のほうでも示しているのですが、本区は早い時期に荒川区で独自に決めております。特に廃棄基準をきちつと決めてやっているの、ほりにまみれたようなものがないですよ。これは、この廃棄基準のもとにきちつと。公立図書館は当然やっているところなのですが、学校図書館というのはこれができるなくて、使わない本がよく山のようになら固まっているのですが、本区の図書館はそれができないというふうな、そんなものも最後に入れておきました。

盛りだくさんの説明でございましたが、以上でございます。

委員長

ありがとうございます。大変たくさん、利用状況もすべての点でいいダイヤグラムが、パーセンテージが上がっているということとでございます。

どなたかご質問ございませんでしょうか。

指導室長

はい。小学校は、あつと言う間に、追いつくどころから超えて全国一という感じですよ。

次長

超えています。

高田委員

子どもたちが、宿題でも何でも、調べ物をしたいといううちへ帰っても情報がないというので、学校の図書館で勉強できるというのはすごいですね。

委員長

そうですね。

次長

まして、人がそこにいますので。環境だけではなくて、内容もこういうふうには各学校で研究してもらっていますし、区としても研究としてまとめて発信もしていくということ、そういう意味では非常に進んだ取り組みになってきていると思っております。

高田委員

教育というのは先生が押しつけてもだめで、自分で調べるのが一番いい。

小林委員

南二中に行かせていただいて、あそこは本当に非常にすばらしい学校図書室があって、また利用も非常に多かったという話を聞いたのですけれども、それ以外の中学校というのはどうなのですか。中学校の格差というのはかなりあるものなのですか。

指導室長

確かに、小学校に比べると若干、差はありまして、南二中あたりが最先端といえますか、子どもたちがいろいろいるところで本を読んでいますね。それから、図書館指導員の方が、読

めるように、休み時間、廊下までガラガラと図書が移動してくるような仕組みをつくっています。三中も、あそこは広い図書館を公開して、夏休みから昼休みから、だれでも使えるようなシステムをつくっているのですね。という意味で、稼働率というのでしようか、非常に高く、子どもたちには図書館が居心地いい場所、勉強もできるし楽しみに来る場所、夏休みは家にいるのだったら図書館へ来ようかなと、そんなような感じでもあるのですね。暗い感じの図書館がほとんど明るくなりつつありますので、中学校はやっと全国に追いついて若干超えたぐらいなので、これからまた小学校で学んだ子どもたちが入ってきますので、あとは教員のほうが頑張るといふところが課題かなと思っっています。

小林委員

そうですか。南二中をお手本にしながら、ほかの学校も高まっていくといいですね。

指導室長

はい。

委員長

よろしいですか。

では、次に、報告事項の最後になります。「図書館非常勤職員自転車走行中の事故に係る訴訟に関する和解について」、説明をお願いします。

南千住図書館長

それでは、本件につきまして口頭でご報告いたします。

三月十二日の教育委員会でご報告いたしましたのが、三月十七日に開会しました第一回区議会定例会の最終日におきまして議案が可決され、その後、三月二十三日、東京地方裁判所に

おきまして和解が整いましたので、ご報告いたします。

なお、和解条項といたしましたので、四月十五日までに相手方に損害賠償債務七百二十万円の支払いということがございますので、今後その支払いの準備を進めていくところでございます。

報告は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

前示された損害賠償金、少しいろいろな問題があつて七百二十万円になったということですね。これはよろしいですね。

(委員一同 ―― 異議なし)

委員長

全体を通してございますか。

なければ、これで教育委員会第六回定例会を閉会いたします。ありがとうございます。

―― 了 ――